

会計監査人非設置法人における会計の専門家の活用状況（令和6年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「14.ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」から、「(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況」を集計しました。
- 会計監査人を設置していない都内969法人のうち、会計に関する専門家を活用している法人が113法人（12%）、活用していない法人が856法人（88%）となっています。
- 会計に関する専門家を活用している113法人のうち、71法人（63%）が税理士又は税理士法人を、42法人（37%）が公認会計士又は監査法人を活用しています。

		法人数	会計に関する 専門家の 活用無し	会計に関する 専門家の 活用有り	①実施者の区分				②業務内容		
					公認会計士	監査法人	税理士	税理士法人	公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査	財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援	財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
全法人		969	856	113	34	8	49	22	29	79	8
事業区分別	保育のみ経営	378	326	52	16	2	21	13	14	36	4
	障害のみ経営	188	166	22	4	1	15	2	3	18	1
	介護のみ経営	143	131	12	7	1	2	2	4	5	3
	複数事業を経営	156	141	15	3	3	6	3	5	11	0
	その他	104	92	12	4	1	5	2	3	9	0
収益規模別	5億未満	536	481	55	17	2	27	9	13	39	6
	5億以上10億未満	245	215	30	8	3	11	8	7	21	2
	10億以上20億未満	138	119	19	5	3	8	3	6	13	0
	20億以上	50	41	9	4	0	3	2	3	6	0

(注)厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。